

平成 17 年 7 月 22 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定事業場リストの公表
に当たっての事前通告について

標記事業場リストについては、平成 17 年 7 月 19 日付け都道府県労働局労働基準部長あての事務連絡（以下「事務連絡」という。）により、既に送付したところであるが、今般、当該事業場リストの公表を行うことを前提に、とりあえず本日補償課において、A リストに記載されている各事業場に対して電話により、公表についての事前通告を行うこととした。

このため、各局署に対しても、事前通告を受けた事業場から照会等があることが予想されるので、下記の点に留意の上、適切に対応願いたい。また、管下各署に対しても周知をお願いする。

なお、B リストに記載されている各事業場に対する事前通告の実施については、本日中に再度連絡する。

記

- 1 労災認定に係る個別事業場の情報については、守秘義務等の関係から原則として公開しないものであるが、石綿による健康被害が国民に多大な不安感をもたらしているところ、石綿に係る労災認定の情報の公開が社会的に必要とされていると判断されることから、公益上の観点により、今般これを公表することとしたところである。

本省における事前通告の際にも、説明を行うこととしているが、当該事前通告後においてなお、局署に対し事業場から照会が行われた場合には、再度、この点について説明を行うこと。

- 2 実際に公表を行う際には、改めて各局にお知らせするので、それまでの間は、事業場リストの外部への公開は行わないこと。